

泉北ニュータウン版マイホーム借上げ制度補助金の 申請受付を開始します

－戸建て住宅を活用した若年層・子育て世代の移住促進－

堺市では、一般社団法人移住・住みかえ支援機構（以下、JTI）と連携し、戸建て住宅を貸し出す際にリフォームされた方へ費用の一部を補助する「泉北ニュータウン版マイホーム借上げ制度補助金」の申請受付を、令和 7 年 6 月 17 日（火）に開始します。

今回の取組は、泉北ニュータウン内に戸建て住宅を所有する方の資産を、泉北ニュータウンへ移住を検討する若年層・子育て世代へ提供し、将来の定住や住宅資源の循環促進を目的に実施します。

1 受付期間

令和 7 年 6 月 17 日（火）～令和 8 年 1 月 31 日（土）

2 補助金額

予算の範囲内で、補助対象経費（消費税及び地方消費税相当額を除く。）に 2 分の 1 を乗じた額（千円未満を切り捨てた額）。ただし、補助上限額は 50 万円とする。

3 補助対象経費

システムキッチン、システムバス、洗面化粧台、トイレ及び冷暖房設備の設置又は交換、畳、フローリング、壁クロス
の張替等に係る費用

4 泉北ニュータウン版マイホーム借上げ制度の概要

JTI が実施している「マイホーム借上げ制度」に若年層・子育て世代^{*}の移住促進の内容を追加したもの。

【マイホーム借上げ制度】

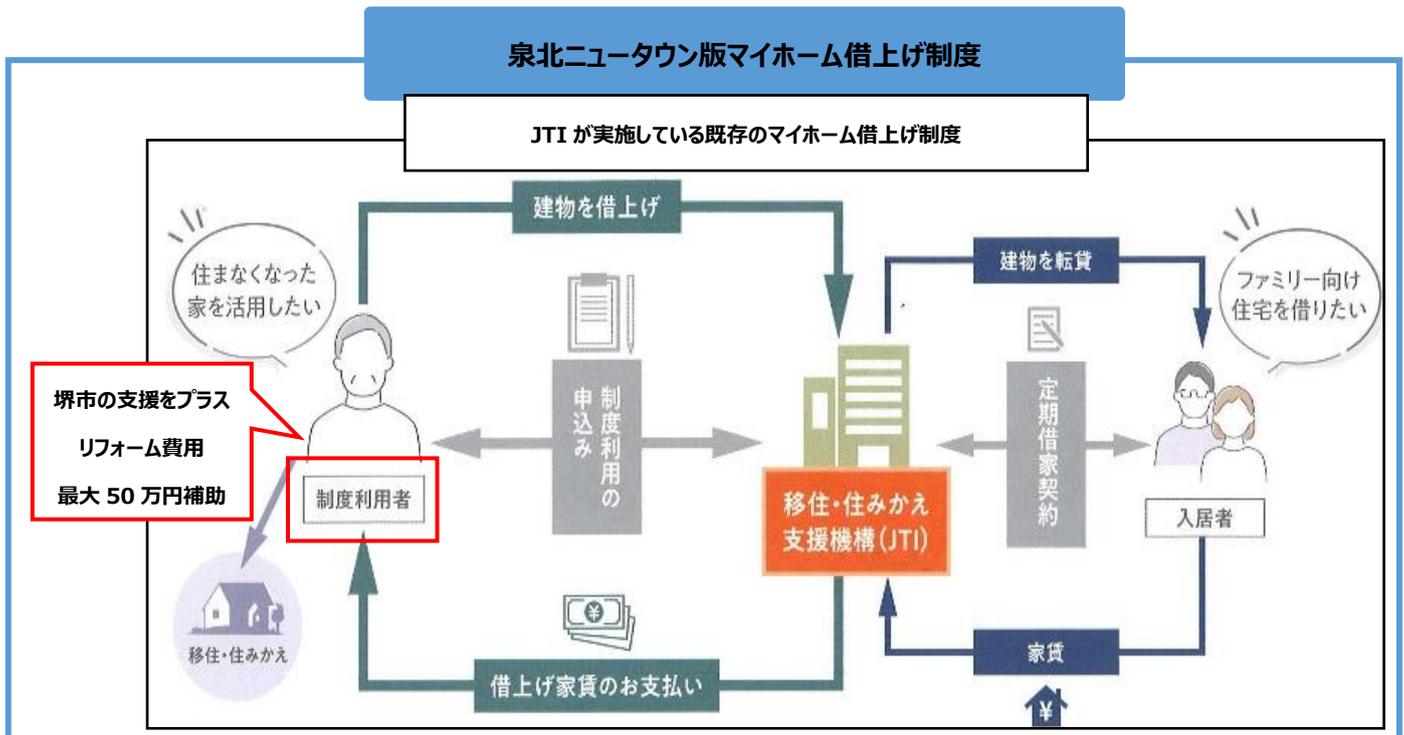
- ・JTI が戸建て中古住宅を借上げ、制度を利用する建物所有者（以下、制度利用者）の代わりに賃貸管理を実施
- ・入居者は JTI と定期借家契約を締結（賃料は JTI へ支払う）
- ・JTI は制度利用者に物件の借上げ家賃を支払う
- ・1 人目の入居者が転居した場合、次の入居者が決まるまでの間、制度利用者に対し一定の賃料を JTI が保証

【追加条件】

- ・連続して最低 6 年間、貸し出すこと。
- ・初回のみ若年層・子育て世代^{*}に貸し出すこと。

※若年層・子育て世代の要件は以下の堺市ホームページをご確認ください。

https://www.city.sakai.lg.jp/shisei/toshi/senbokusaisei/kurashi/stock/senboku_kariagehojokin.html



5 申請方法

- ①制度内容をご確認の上、以下の問い合わせ先（泉北ニューデザイン推進室 事業推進担当）に事前相談をお願いします。
- ②事前相談後、以下の JTI のホームページからお申し込みください。

<https://jti.or.jp/lease/>

6 その他

詳細は、以下の堺市ホームページからご確認ください。

https://www.city.sakai.lg.jp/shisei/toshi/senbokusaisei/kurashi/stock/senboku_kariagehojokin.html

問 い 合 わ せ 先	担 当 課：泉北ニューデザイン推進室 事業推進担当 電 話：072-228-7530 ファックス：072-228-6824
----------------------------	---------------------------------------------------------------------